

与論町立学校における 業務改善方針



令和7年3月改定
与論町教育委員会

I はじめに

教育基本法の第1条には、「教育は人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」とあります。そして、児童生徒の人格の完成を目指すための質の高い教育活動の実現は、学校・地域・家庭・行政が一体となって取り組むべき重要な営みです。

与論町の学校教育において、教員は、幅広い業務を担いながら児童生徒の状況を総合的に把握して指導し、高い成果を上げてきました。こうした成果は、教員が高い専門性を生かしつつ、児童生徒への愛情や教育に対する使命感に基づいた献身的な取組を積み重ねてきた上に成り立ってきたものといえます。

一方、社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しています。そして、学校に求められる役割が拡大している中、教員の長時間勤務は看過できない状況になっています。

このような状況を改善すべく、文部科学省や鹿児島県は、学校における業務改善に関する施策を様々に推進しているところです。本町においても、教員が勤務時間外に業務に携わる時間が長時間化しており、教員の業務の適正化のための環境整備等、教員の長時間勤務の是正に向けた取組を、これまで以上に着実に実施していく必要があります。

与論町教育委員会は、平成31年3月に、与論町立学校における業務改善を進めるに当たっての基本的な方針として「学校における業務改善方針」を策定しましたが、学校における業務改善・働き方改革は、今なお本町の課題の一つとなっています。そのため、国の最新の動向や本町の実態を踏まえつつ、与論町の教員が適正な勤務時間において意欲と能力を最大限に発揮し、質の高い教育活動を展開できるよう、本方針を改定し、「学校における働き方改革」を一層具体的に進めます。

II 教育委員会、及び町立学校による業務改善の取組

与論町教育委員会は、本方針の趣旨に基づき、平成30年度から令和6年度にかけて、次のような取組により、町立学校の業務改善が進むよう働き掛けてきました。

- ・ 小・中学校の入学式の日程調整
- ・ 夏季休業中のリフレッシュウィーク及び学校閉庁日の設定
- ・ 夏季休業中の出校日の日数削減
- ・ 町教委学校訪問の回数の削減と資料の簡略化
- ・ 「与論町子ども議会」や「でっかい夢語り大会」等の行事の削減
- ・ 町教委主催の研修会等の精選（オンライン開催への変更を含む）
- ・ 与論町総括安全衛生委員会の設置
- ・ 広報「よろん」による、学校の働き方改革に係る町民への啓発
- ・ 学校への公文書の発出量の削減
- ・ 学校ホームページ更新の補助（学校だよりの掲載等）
- ・ 「与論町教育研究会」のスリム化
- ・ 町教委が編集する機関誌における、学校担当ページの削減
- ・ Googleドライブへの教職員用共有フォルダの設置
- ・ 「与論町立学校の部活動等の方針」の策定と改定
- ・ 休日の部活動の地域移行（与論中サッカー部、吹奏楽部ほか4部活動） など

一方、各学校は独自の「業務改善アクションプラン」を策定しており、4校とも、各校のアクションプランに基づきながら、次に例示したような取組を推進しています。

「業務改善アクションプラン」に基づく各町立学校の取組の例

与論小学校

○ ノー残業デー（定時退庁日）の設定

毎週水曜日、給与・賞与支給日を定時退庁日に設定

○ 校務のICT化の推進

Google Classroomを活用したペーパーレス化の推進、Googleドライブを活用した児童に関する情報の共有、Googleフォームによる児童・保護者・職員アンケートの実施

○ 学級事務の時間の確保

- ・ 年間の総時数を確認した上で、各学期の初めと終わりの授業時数を削減（多忙期の学級事務の時間を確保）
- ・ 週5回の清掃活動を週3回に見直し

茶花小学校

○ 学校行事の内容の見直し

体育的行事の練習期間、回数の見直し、地域連携による準備・見守り等の軽減

○ 放課後の時間確保

朝の活動の内容や掃除の回数を見直したことによる、放課後の時間（校務整理日）の増加

○ 職員会議資料の簡素化

教育課程の冊子に必要な資料を予め掲載しておくことによる、会議資料のスリム化

○ Googleフォームを活用したアンケート等集計の簡素化

児童及び保護者アンケート、各行事反省、児童生徒の欠席連絡でのフォーム活用

那間小学校

○ 定時退庁日の設定

毎週水曜日と給与・賞与支給日を定時退庁日に設定

○ 「1 Action 1 Try」の設定・実施

年度当初での全職員の「1 Action 1 Try」の設定と実施

○ GoogleフォームやGoogle Classroomの活用

クラウド活用による職員間の情報やデータの共有、各種アンケートの実施と集計

○ 校時表や学校行事の見直し等

- ・ 学期初め・学期末を中心にB校時を設定することによる、学級事務の時間確保
- ・ カリキュラム・オーバーロードの解消のため、学期毎に予備時数の余剰を確認した上で、適宜6校時をカット
- ・ 学習発表会の代わりに、県民週間に「那間っ子ウィーク」として学習発表の場を設定するなど、学校行事を見直し

与論中学校

○ 毎週水曜日の定時退校日（家庭学習の日）の徹底

毎週水曜日を「家庭学習の日」と定め、部活動の一斉休養日として設定

○ 「かえるボード」の活用

退校時刻の見える化による、「効率的な業務遂行」の意識向上

○ データの共有化

全職員のデータを共有するため、年度・校務分掌・教科ごとにフォルダを作成

○ Googleドライブ、Google Classroom等の活用

- ・ 職員用のGoogle Classroomによる、様々な情報共有やアンケート等の実施
- ・ 生徒指導委員会でのペーパーレスによる情報共有
- ・ 各学級のGoogle Classroomによる提出物等の管理
- ・ Googleフォーム等による保護者からの欠席・遅刻連絡の集約



Ⅲ 町立学校を取り巻く現状

各学校と町教委はこのような取組を推進してはいますが、町教委が各学校に対して実施する「勤務実態及び指導状況等調査」や「勤務実態に係るアンケート」等の諸調査からは、次のような課題が明らかになっています。

勤務実態に係る諸調査から明らかになっている課題（与論町）

- ① 多くの教員が、学校における業務改善の状況に課題を感じている。
 - ア 教職員の総業務量の削減は少しずつ進んでいると感じるか。
→ 「十分・概ね感じている」40.7%，「あまり/全く感じていない」59.3%
 - イ 教職員の負担軽減のための物的・人的整備は少しずつ進んでいると感じるか。
→ 「十分・概ね感じている」32.2%，「あまり/全く感じていない」67.8%
 - ウ 学校における業務改善について、保護者や地域の理解と協力が得られていると感じるか。
→ 「十分・概ね感じている」50.9%，「あまり/全く感じていない」49.2%
 - エ 日頃、45分間の休憩時間が確保されていると実感していますか。
→ 「十分・概ね感じている」23.7%，「あまり/全く感じていない」76.3%
- ② 退校後の仕事の持ち帰りについて、「ほぼ毎日持ち帰っている」又は「週に何日か持ち帰ることがある」と答えた教員が37.2%おり、「持ち帰ることはほぼない」と答えることができた教員は39.0%のみである。
- ③ 令和6年4月から同年9月の期間中、超過勤務時間を月45時間以内に抑えることができた教員の割合は、87.3%である。
→ 前年度の同時期と比べて4.5ポイント上昇したが、令和3年度末の県の目標値であった100%には依然として届いていない。
- ④ 令和6年4月から同年9月の期間中、4～7月のそれぞれの月で80時間以上の超過勤務となる教員が町内にいた。

学校の業務改善を阻害する要因は何でしょうか。一般的には次のようなものが考えられます。

【教員の意識】

「児童生徒のために」と無制限に業務を生み出していき、教員の職業特性

【家庭の意識】

保護者や子供の価値観の多様化に伴う、学習指導や生徒指導の課題の複雑化

【地方行政を含めた地域の意識】

学校による業務改善の指向にそぐわない、地域社会や行政の伝統主義

与論町立学校の勤務実態に①～④のような課題が生じているのは、教員・家庭・地域の3者の意識に、程度の差はあれ改善すべき点があるからだと捉えています。

与論町において持続可能で質の高い教育を実現していくためには、3者の相互理解と協力の下、学校における業務改善をより一層具体的に推進していくことが必要です。



IV 業務改善の方向性

与論町立学校における業務改善は、各学校が行事や諸会議の精選や校時表等の見直しなどを行いながら、教員一人一人にとって、児童生徒に接する時間や授業の準備をする時間が確保され、心身の健康が守られ、やりがいをもって勤務できることを目指して推進されていくことが大切です。また、学校や教育委員会は、「学校の働き方改革は、授業・生徒指導の質の向上につながるものである。」ということについて、保護者や地域住民等を含む全ての教育関係者と共通認識を構築する必要があります。

これらのことから、与論町教育委員会は、下記の7点を柱として業務改善を進めていきます。

1 町教委の施策の見直し・改善と、各学校への指導・助言

本方針に基づき、必要に応じて町教委の施策の見直しと改善を図ります。また、「勤務実態及び指導状況等調査」や「勤務実態に係るアンケート」などの諸調査を活用し、各学校の取組状況について指導や助言をします。

2 学校の環境整備と学校を支える地域人材の確保

教員が業務を効率的に進めるため、特別教室へのエアコンの設置や学校施設の修繕等の環境整備を進めていきます。また、教員が児童生徒と向き合う時間を増やすために、海洋教育サポーターや教員業務支援員等の地域人材を確保していきます。

3 町教育委員会主催事業等の見直しと改善

町教育委員会主催の研修会・諸行事等の在り方や、諸調査等の依頼の在り方について、見直しと改善を図ります。

4 ICT整備計画の推進

業務の効率化のために、校内LANの整備やWi-Fi環境の拡充、指導者用デジタル教科書の導入などのICT整備計画を推進します。

5 事務職員の校務運営への参画推進

学校のマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員の校務運営への参画推進を検討していきます。また、事務職員の業務負担を軽減するため、学校事務の共同実施の支援を進めていきます。

6 教員の心身の健康の保持

教員が心身ともにリフレッシュし、本来の業務に集中できるようにするために、「リフレッシュウィークや学校閉庁日の設定」、「部活動休養日の設定」、「休日の部活動の地域移行」などを推進します。また、全教員のストレスチェックを年2回実施したり、総括安全衛生委員会を開催したりすることにより、教員の心身の健康の保持のために必要な支援策を講じていきます。

7 学校・家庭・地域の理解促進

リフレッシュウィークや学校閉庁日、休日の部活動の地域移行等の取組のねらいについて、保護者や地域の理解促進を図るための広報を行います。

V 勤務を行う時間の上限等について

※「与論町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」より

1 対象とする者

所管に属する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

なお、事務職員については、労働基準法第36条に基づく労使協定における時間外労働の限度時間が適用される。

2 勤務を行う時間の上限

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方について

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げる①及び②の時間を加え、③及び④の時間を除いた時間を「在校等時間」とし、与論町教育委員会が管理すべき対象とする。ただし、③については、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として、与論町教育委員会が外形的に把握する時間
- ② 与論町が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ④ 休憩時間

(2) 上限時間の原則について

与論町教育委員会は、本指針の対象となる教育職員が業務を行う時間の上限を以下の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

ア 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

ア 上記(2)を原則とし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が720時間を超えないようにすること。この場合、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、

5 か月、6 か月) のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1 か月当たりの平均が、80 時間を超えないようにすること。

3 教育委員会が講ずべき措置

- (1) 勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。
- (2) 休憩時間や休日の確保等の労働法制を遵守し、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間が確保されるようにする。
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断や、在校等時間が一定時間を超えた者に対する医師による面接指導を実施する。
- (4) 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受けさせる。
- (5) 年次有給休暇等の休日について、まとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- (6) 本方針で定める上限の目安時間を超えた場合は、該当校の業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (7) 町長部局と方針等について認識を共有し、学校及び教育職員が担うべき業務について、業務の役割分担・適正化を推進する。
- (8) 保護者を含め町民全体が方針の内容を理解できるよう、広く周知を図る。

4 留意事項

- (1) 本指針は、上限の目安時間まで教育職員が勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定したものであり、学校や教育職員に上限の目安時間の遵守を求めるのみではない。
- (2) 在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
(在校時間記録の保存期間は5年間とする。)
- (3) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録する、又は記録させたりすることがあってはならない。
- (4) 上限の目安時間の遵守のために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けること。

VI おわりに

教員だけでなく、与論町に住まう大人たちであれば、「与論町の未来を担う児童生徒に質の高い教育の場を提供したい」という思いは同じでしょう。ですが、「Ⅲ 町立学校を取り巻く現状」で示したように、与論町の学校現場は、他の自治体と同様あるいはそれ以上に多忙を極めており、**本町における学校の働き方改革は急務**です。

与論町の未来を担う児童生徒に豊かな学びを保障するため、学校と町教育委員会はもちろん、保護者、地域住民、その他学校に関わる全ての人々が知恵を出し合い連携しながら、与論町立学校における業務改善を推進していきましょう。

「与論町立学校における業務改善方針」

令和7年3月改定

与論町教育委員会